

**所得から差し引かれる金額(所得控除)**

◎該当欄に支払金額・氏名・生年月日など必要事項を記入してください。

控除の種類	控除の要件	控除額
53 雑損 ※領収証の添付	平成30年中にあなたやあなたと生計を一にする親族の所有する生活用資産が災害、盗難、横領によって損害を受けた場合	損害の金額-保険金等により補てんされる金額=(A) ①(A)の金額-(控除対象所得等の合計額×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額-5万円 ①と②のいずれか多い金額
55 医療費 ※明細書等の添付	平成30年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のためにあなたが医療費を支払った場合 次の①②③に該当する場合 ①平成30年中にあなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行った場合 ②平成30年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のためにあなたが特定一般医薬品等購入費を支払った場合	(支払った医薬品の額-保険金等により補てんされる金額)- 総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額 ※限度額200万円
56 社会保険料 ※証明書等の添付	平成30年中に社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)を支払った場合	支払った特定一般用医薬品等購入費の額-保険金等により補てんされる額- 限度額88,000円
57 小規模企業共済等掛金 ※控除証明書添付	平成30年中に小規模企業共済掛金や確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払額全額
59 生命保険料 ※控除証明書添付	平成30年中に生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った場合 ※あなたや配偶者、親族を受取人とする保険のうちあなたが保険料を支払った分	生命保険料控除①-④の合計(限度額70,000円) ①一般生命保険料控除②のみ(限度額28,000円) ③+④(限度額28,000円) ⑤のみ(限度額35,000円) ⑥平成24年1月1日以後締結分(新契約) ⑦介護医療保険料控除⑧ ⑨個人年金保険料控除⑩一般生命保険料控除と同じ ⑪平成24年1月1日以後締結分(新契約)
53 地震保険料 ※控除証明書添付	平成30年中に地震保険料や長期損害保険料を支払った場合 ※長期損害保険料は、保険期間が10年以上・第1期返戻金があるもので、平成18年12月31日までの契約締結に限る。	①地震保険料のみ(限度額) ②長期損害保険料のみ(限度額) ③①と②の両方ある場合 上記①と②で計算した金額の合計額(限度25,000円)

控除の種類	控除の要件(平成30年12月31日の現況で判断)	控除額(一人につき)
65 寡婦控除	次①②③のいずれかに該当する場合 ①夫と死別・離婚し婚姻していない(または死別が明らかでない)人で、扶養親族または生計を一にする子(前年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない)を有する場合 ②夫と死別し婚姻していない(または死別が明らかでない)人で、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
66 寡夫控除	妻と死別・離婚し婚姻していない(または死別が明らかでない)人で、生計を一にする子(※)を有し、かつ、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ※前年中の合計所得金額等が38万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない子に限り。	26万円
67 障害者控除 ※障害者手帳 ※障害者手帳等の添付	納税義務者自身が学生や生徒のうち、次に掲げる者 ①自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、平成30年中の合計所得金額が65万円以下で、 ②合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円
68 障害者控除 ※障害者手帳 ※障害者手帳等の添付	本人及びその同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合 (1)特別障害者…精神または身体に重度の障害がある場合 別)身体障害者手帳1級または2級の人 療育手帳Aの人 精神障害者保健福祉手帳1級の人 65歳以上で、市町村により特別障害者の認定を受けた人 など (2)一般の障害者…(1)以外の障害者 (3)同居特別障害者…同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ本人または配偶者もしくは生計一親族のいずれかと同居の場合	(1)30万円 (2)26万円 (3)53万円
69 配偶者控除 ※国外扶養親族は親族関係書類および送金関係書類の添付又は提示	1. 適用を受ける納税義務者に所得制限を設けます。(合計所得金額1,000万円超は適用対象外となりました。) 2. 適用を受ける納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小します。(3段階) 3. 配偶者の合計所得金額に応じて、控除額は減額・消失します	右表参照
70 扶養控除 ※国外扶養親族は親族関係書類および送金関係書類の添付又は提示	生計を一にする親族(配偶者を除く)の平成30年中の合計所得金額が38万円以下の場合(平成30年中に死亡した扶養親族を含む) ※事業専従者を除く (1)一般扶養親族…16歳～18歳(平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれの人)または23歳～69歳の場合(昭和24年1月2日～平成8年1月1日生まれの人)。 (2)特定扶養親族…19歳～22歳の場合(平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれの人)。 (3)老人扶養親族…70歳以上の場合(昭和24年1月1日以前に生まれた人)。 (4)同居老親等扶養親族…70歳以上の人で同居の父母等の場合	(1)33万円 (2)45万円 (3)38万円 (4)45万円
71 基礎控除	すべての人が受けられます	33万円

**申告書の書き方**

(申告書表面)  
平成31(2019)年度 市民税・府民税申告書(平成30(2018)年中収入分)

(あて先) 門真市長 年 月 日 提出

行政区	世帯番号
整理番号	氏名
現住所 門真市 門真市中町1番1号	業種又は職業 会社員
電話番号 06-6902-XXXX	世帯主の氏名 続柄
氏名 門真太郎	生年月日 24年2月10日
個人番号	区分

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	損害原因	損害年月日	資産の種類	損害金額	補てん金額	災害関連支出金額
53 雑損控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額			
55 医療費控除	220,000円		70,000円			
56 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料		
源泉・国民年金・後期・介護	78,000円	源泉・国民年金・後期・介護				
源泉・国民年金・後期・介護		源泉・国民年金・後期・介護				
合計				248,000円		
59 生命保険料控除	新・一般生命保険料の計	旧・一般生命保険料の計				
	47,000円					
	新・個人年金保険料の計	旧・個人年金保険料の計				
		63,000円				
53 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期保険料の計				
	57,000円					

本人控除  
 65 寡婦(寡夫)  死別  離婚  生死不明  未婚遺  
 66 勤労学生 学校名( ) 学年( )  
 67 障害者  身体  精神  療育( )級  
 68 配偶者の氏名 配偶者の生年月日 住所 配偶者の障害  
 氏名 門真花子 平成30年6月30日 別府市( )  
 氏名 続柄 被扶養者の障害 氏名 続柄 被扶養者の障害  
 氏名 続柄 被扶養者の障害 氏名 続柄 被扶養者の障害  
 氏名 続柄 被扶養者の障害 氏名 続柄 被扶養者の障害  
 氏名 続柄 被扶養者の障害 氏名 続柄 被扶養者の障害

5 給与所得・公的年金等に係る所得以外の市・府民税の徴収方法

15 別居の扶養親族等に関する事項

配属者控除	給与所得者の合計所得金額(給与所得以外の所得を控除した後の金額)	給与所得者の合計所得金額(給与所得以外の所得を控除した後の金額)	給与所得者の合計所得金額(給与所得以外の所得を控除した後の金額)
配属者控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
配属者の合計所得金額38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0万円	0万円	0万円

(申告書裏面)  
 所得のなかった方  
 ※所得のなかった方は必ずいずれかに当てはまる所に☑又は記入してください。

11 所得のなかった方へ  
 下記の者に扶養(援助)されていた  
 住所 ○○市△町□番×号 同居  
 氏名 門真太郎 続柄 父  
非課税所得などであった  
扶養(援助)を受けている場合  
遺族年金 障害年金 雇用保険 生活保護 その他( )  
学生であった  
 学校名 門真大学 法学部  
 卒業予定 平成31年3月  
その他  
預貯金 生活している場合  
預貯金で生活

**氏名等の記入**

該当欄に申告される方の氏名・電話番号など必要事項を記入してください。

**収入金額等の記入**

1 給与と所得  
 給与と所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得です。  
 ※源泉徴収票・給与明細書(コピーでも可)が必要です。

(1)源泉徴収票がある場合  
 源泉徴収票を提示または添付してください。

(2)源泉徴収票がない場合  
 給与明細書を基に申告書裏面6に記入し、給与明細書を提示または添付してください。

※給与明細書がなければ、通帳などを参考に申告書裏面6を使用し、計算してください。  
 ※勤務先名、勤務先所在地、電話番号は必ずご記入ください。

月	日	給	勤	月	収
1	12,400	円	17	210,800	円
2	12,400	円	19	235,600	円
3	12,400	円	22	272,800	円
4	13,000	円	20	260,000	円
5	13,000	円	18	234,000	円
6	13,000	円	22	286,000	円
7	13,000	円	21	273,000	円
8	13,000	円	21	273,000	円
9	13,000	円	20	260,000	円
10	13,000	円	19	247,000	円
11	13,000	円	21	273,000	円
12	13,000	円	18	234,000	円
賞与等					円
合計				3,059,200	円

申告書裏面6 源泉徴収票がない場合  
 勤務先名 ○○商店  
 勤務先所在地 門真市中町1番1号  
 電話番号 06-6902-0000

**2 公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などによる所得)**

源泉徴収票(コピーでも可)を提示してください。  
 ※遺族年金・障害年金などは所得に含まれません。  
 ※配偶者控除及び扶養控除の該当者がおられる方は必ず申告書(68)～(70)及び扶養親族(16歳未満)の欄にその扶養親族の氏名等をご記入下さい。

**3 給与・公的年金以外の所得がある人**

下記の表を参考に該当欄に収入金額、必要経費などを記入してください。  
 ※収入・経費の分かるもの(収支内訳書等)を提示してください。

種類	内容	記入方法等
事業等	卸小売業・製造業・建設業・サービス業などの営業から生じる所得、医師、弁護士、作家、俳優などの自由職業から生じる所得、漁業など農業以外の事業から生じる所得 ※外交員、大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得区分は、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であれば事業所得に該当します。雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価の提供の対価として生ずる所得であれば給与と所得に該当します。	申告書裏面7に記入してください
農業	農作物の生産、果実などの栽培、畜産品の生産などから生じる所得	
不動産	貸家・貸地などから生じる所得(事業所得又は雑所得に該当するものを除く)	
利子	公社債や預貯金の利子等に係る所得 ※源泉分離されるものは申告不要です。	
配当	株式等の配当や剰余金・収益の分配にかかる所得 ※上場株式等の配当所得については、源泉分離のため申告は必要ありませんが、申告分離課税を選択することもできます。上場株式等で申告分離課税を選択する場合は、税務署へ確定申告をしてください。 ※配当割額を控除するためには申告書裏面13欄に記入してください。	申告書裏面10に記入してください
雑	公的年金等 上記公的年金を参照してください その他 原稿料、印税、講演料、生命保険契約による年金などに係る所得など他のいずれにも該当しない所得	申告書裏面9に記入してください
総合	土地建物等以外(ゴルフ会員権や金地金、機械器具など資産)の譲渡による所得	
譲渡	土地建物等、株式等の譲渡に係る所得 ※株式等の譲渡については、源泉分離のため申告は必要ありませんが、申告分離課税を選択することもできます。株式等で申告分離課税を選択する場合は、税務署へ確定申告をしてください。 ※株式譲渡所得割額の控除を受けるためには申告書裏面13に記入してください。	申告書裏面14に記入してください
一時	法人から贈与を受けた金品、懸賞当選品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金、遺失物の拾得による贈与金など	

※株式等に係る譲渡所得等の分離課税については、課税課までお問い合わせください。

**◎個人事業税(府税)**

申告を怠っていた人  
 府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる人。該当する人は、申告書裏面16(事業税に関する事項)の欄に必要事項を記入してください。詳細は、北河内府税事務所(電話番号 072-844-1331)までお問い合わせください。 ※市役所へ申告書を提出した人は、府税事務所へ事業税の申告書を提出する必要はありません。

問い合わせ先・申告書送付先  
 電話番号 06(6902)1231(大代表)  
 〒571-8585  
 門真市中町1番1号  
 門真市役所 課税課 市民税グループ  
 072(885)1231(代表)  
 内線2253～2256  
 06(6902)5898(直通)